

# 大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）

## 【事故概要】

- 日時：令和3年7月14日 21時22分頃
- 概要：大型トラックが中央自動車道の第1通行帯を走行中、**渋滞で停止中の車列に追突した**ことにより、計5台の車両が関係する多重追突事故が発生。**この事故により車列最後の乗用車の運転者及び同乗者の計2名が死亡し、同乗者1名が重傷、その他車両の運転者2名が軽傷を負った。**

## 【原因】

- 運転者
  - ・ **自らの判断で運行計画を変更。**
  - ・ 家庭の事情による心理的ストレスから考え事をしながら運転を継続し、前方の安全に対する集中力が低下。
  - ・ **渋滞情報及び最高速度規制（50km/h）の表示に気付かず約75km/hで走行。**
- 事業者・運行管理者
  - ・ 早朝・深夜においては、**点呼と称して運転者から携帯電話によるメッセージの送信のみ。**
  - ・ **運転者任せの運行計画変更による拘束時間の超過、休息期間の不足等の発生を黙認。**
  - ・ 運転者の心理的ストレスが安全運行に影響を及ぼすことについての認識不足。

## 【再発防止策】

- 適切な運行管理
  - ・ 運行の安全を確認する**点呼は原則対面**で確実に実施。
  - ・ **改善基準告示を遵守した乗務割及び運行計画を作成し、変更を運転者任せにしない。**
- 適切な指導監督
  - ・ **考え事や疲労の蓄積は運転に対する集中力の低下**となり、事故に直結することを理解させる。
  - ・ 風通しの良い職場環境の醸成と、運転者に対する積極的な**ストレスマネジメントの支援。**



点呼で運行の安全を確認  
疲労を感じたら休憩を取る  
ことを指示



渋滞情報、速度標識を確実に確認